

あわら市地域防災計画

(案)

平成18年8月作成
平成19年2月修正
平成21年3月修正
平成27年3月修正
令和7年3月修正
令和8年3月修正

あわら市防災会議

あわら市地域防災計画 追録加除整理一覧表

追録の加除が終りましたら、その追録号数、内容現在及び加除した日をこの表に記入し、押印してください。

第1編 総 則

第1章 計画の趣旨	1
第1節 計画の目的	1
第2節 防災の基本方針	2
第3節 計画の構成	3
第4節 計画の習熟	4
第5節 計画の効果的推進	4
第6節 計画の修正等	4
第2章 地域の概況	5
第1節 市の自然的条件	5
第2節 社会的条件	6
第3章 防災関係機関等の処理すべき事務及び業務の大綱	7
第1節 各機関及び住民の責務	7
第2節 防災関係機関の事務又は業務の大綱	9
第4章 災害の想定と防災対策の柱	15
第1節 本市における災害	15
第2節 予想される災害と被害の想定	17
第3節 本市における防災対策の柱	21

第1編 総 則

第1章 計画の趣旨

第1節 計画の目的

我が国の国土は、地震、津波、暴風、豪雨、地すべり、洪水、高潮、火山噴火、豪雪など極めて多種の自然災害が発生しやすい自然条件下に位置する。本市も例外ではなく、これまで豪雨、地すべり、洪水などの自然災害や、地震による急傾斜地崩壊などの危険性が指摘されている。また高齢化の進展により災害に対する脆弱化が懸念されている。

災害の軽減には、恒久的な災害対策と災害時の効果的対応が重要であるが、これらは一朝一夕に成せるものではなく、国、県、市、公共機関、住民それぞれの防災に向けて積極的かつ計画的な行動と相互協力の地道な積み重ねにより達成できるものである。

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、あわら市に係る災害対策について、災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する事項を定め、市、県、防災関係機関が防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより、市域の保全並びに住民の生命、身体、財産の保護を図ることを目的とし、災害対策の万全を期するものである。

第2節 防災の基本方針

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、郷土並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上極めて重要な施策である。防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧の3段階があり、それぞれの段階において国、県、市、公共機関、住民が一体となって最善の対策をとることが被害の軽減につながる。

市は、これまで地理的にも大規模な災害が発生することが少なかったが、高齢者等要配慮者の増加等という社会的変化や近年の環境変化に伴って、様々な災害発生要因が増大することも考慮した対応が必要である。

このようなことから、以下の基本的な考え方に基づき、効果的な防災対策を実施する。

なお、本計画において、災害とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する原因により生ずる被害をいう。

防災の基本的な考え方

- 災害から人命を守る防災対策の推進
- 減災の考え方に基づく防災対策の推進
- 自助、共助、公助の役割分担による防災対策の推進
- 大規模広域災害を想定した防災対策の推進
- 男女共同参画及び要配慮者の視点に配慮した防災体制の確立
- 防災DX化への取組みの推進

この計画は、住民のかけがえのない生命、身体及び財産を守るため、防災関係機関がとるべき基本的事項等を定めるものであり、防災関係機関はこれに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努める。

第3節 計画の構成

1 計画の概要

この計画を総合的かつ計画的に実施するため、次のとおり定める。

総 則

計画の目的、概要、本市の概況、市及び区域内の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱

災害予防計画

災害発生の未然防止と災害の軽減を図るため、防災施設の新設又は改良、平常からの訓練、住民への防災知識普及等の計画

災害応急対策計画

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するための計画

災害復旧計画

被災施設等の復旧計画

2 計画の構成

計画の構成は、次のとおりとする。

第1編 総 則

第2編 一般対策編

第1章 災害予防計画（震災・津波対策編の災害予防計画を含む。）

第2章 災害応急対策計画

第3章 災害復旧計画（震災・津波対策編の災害復旧計画を含む。）

第3編 震災・津波対策編

第1章 災害応急対策計画

第4編 原子力災害対策編

第1章 原子力災害事前対策

第2章 緊急事態応急対策

第3章 原子力災害中長期対策

第5編 資料編（資料編は別冊とする。）

第4節 計画の習熟

防災関係機関は、平素から研究、訓練その他の方法により、この計画の習熟に努めなければならない。

第5節 計画の効果的推進

人口減少・少子高齢化が進行する中で、災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、住民の自覚に根ざした自助、地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動を行う住民運動の展開に努めるとともに、解りやすい防災情報の発信や防災・減災施策の実施等を、より迅速に、効果的・効率的に展開できるよう防災DXの活用を推進するものとする。

また、男女双方や高齢者、障がい者、乳幼児等その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の視点に配慮した防災を進めるため、防災の現場における女性の参画拡大など男女共同参画の視点に配慮した防災体制の確立に努めるものとする。さらに、市は、男女共同参画の視点から、市防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について府内および避難所等における連絡調整を行えるよう、平常時および災害時における男女共同参画担当部局の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

第6節 計画の修正等

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、国の防災基本計画や県の地域防災計画の修正が行われた場合など、修正する必要があると認めるときはこれを修正する。

防災関係機関は、関係ある事項に変更がある場合について、毎年3月末（緊急を要するものについては、その都度）までに計画修正案を、あわら市防災会議に提出する。

第2章 地域の概況

第1節 市の自然的条件

1 位置及び地勢

本市は、福井県の最北端に位置し、北東は石川県加賀市、南西は坂井市に隣接し、北西は日本海に面している。

市域は東西、南北ともに約14kmで、面積は116.98km²である。

県都福井市との距離は約20kmであり、本市の地勢は、北部の丘陵地と南西部の平坦地、東部の山岳地帯と大きく三分されている。

丘陵地は海拔30mほどの洪積層台地で、内に北潟湖、外に砂浜の続く海岸線を有しており、市の中央部より西側は全体的になだらかな地形となっている。平坦地は海拔3mほどの沖積層からなる坂井平野が広がり、その中央部を東西に竹田川が流れている。山岳地は第三期層山岳地帯で、市を代表する海拔548mの刈安山や海拔568mの剣ヶ岳がある。

2 河 川

嶺北地方の河川は、九頭竜川が幹川でこれに大小いくつかの支流が合流して日本海に注いでいる。

市域には、九頭竜川支流のうち加賀越前山地の浄法寺山付近に源を発する竹田川等が本市の平坦地中央部を貫流し、市域の北部には北潟湖に流入する観音川が流れ、穀倉地帯に潤いを与えていている。

また、北潟湖は周囲14km、面積2.16km²、水深3.7mの汽水湖で、大聖寺川に合流して日本海に注いでいる。

3 気 象

本市は、北陸特有の気候である多雨多雪地帯に属し、年間降水量は平均2,079mm、平均気温14.2度、平均風速2.9m/s（三国アメダス平年値）で、春から夏にかけては南風、秋から冬には北西の季節風が吹き、12月下旬から2月下旬までは降雪が多い。

第2節 社会的条件

1 人口

本市の人口は、令和2年国勢調査結果では、人口 27,524 人（平成 22 年 29,989 人）、世帯数 9,933 世帯（平成 22 年 9,735 世帯）となっており、人口は若干減少している。

また、令和2年国勢調査結果の 65 歳以上の人口は 9,532 人、高齢化率は 34.6% であり、高齢化が継続している。

2 経済

交通通信網の発達や日常生活圏の拡大とともに経済活動範囲も拡大し、産業構造も変化してきた。令和2年の国勢調査における産業別就業人口を見ても、第1次産業に就業する人口（5.9%）は平成27年（6.1%）と比較すると減少しており、この傾向は今後も続くものと推測される。

こうした中、本市においては職住近接の考え方から積極的に企業誘致を推進したことにより多数の生産拠点が存在しており、令和2年の製造品出荷額（令和2年福井県工業統計調査）は県内第5位の地位を占めている。

また、温泉街では、旅館等の大型化や中高層化が進み建築物が複雑化しているほか、両市街地では小売店舗の減少が進んでおり、その空洞化が問題となってきている。

3 交通

本市の道路網は、国道20.6km、県道74.7km、市道334.0km（2022市勢要覧 資料編による）であり、基幹道路としては、南西から北東に縦断する国道8号、国道305号のほか、本市と福井市を結ぶ主要地方道福井加賀線（芦原街道）、主要地方道福井金津線（嶺北縦貫道路）がある。また、関西・中京方面と北陸をつなぐ北陸自動車道の金津インターチェンジを有している。

また、主要地方道福井加賀線及び福井金津線は平坦地を南北に、芦原丸岡線は東西に走っている。そのほか一般県道、市道は改良舗装されており、経済活動と市民の日常生活の基盤を支えている。

なお、近年は広域幹線農道や地域基幹農道が舗装整備され、地域産業の発展はもちろん生活道路としても欠くことのできない重要な役割を果たしている。

市内には北陸新幹線（芦原温泉駅）のほか、ハピラインふくい線（芦原温泉駅、細呂木駅、牛ノ谷駅）、福井駅と三国港駅を結ぶえちぜん鉄道三国芦原線（あわら湯のまち駅、番田駅、本荘駅）があり、本市と広域圏を結ぶ主要な交通機関となっている。

第3章 防災関係機関等の処理すべき事務及び業務の大綱

第1節 各機関及び住民の責務

1 あわら市

市は、災害対策基本法第5条の規定に基づき、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び住民の協力を得て防災活動を実施する。

2 福井県

県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町で処理することが不適当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要とするとき、市町間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性または公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には応急対策を実施する。

また、市、県、その他防災関係機関の防災活動に協力する。

6 住民及び事業者

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であることから、住民は、食料・飲料水等の備蓄など平常時から災害に対する備えを心掛けるとともに、地震発生時には自らの身の安全を守るよう行動する。

また、地震発生時には、初期消火の実施、近隣の負傷者や要配慮者の救助、避難所での活動、県・市等の防災関係機関が行っている防災活動への協力など、防災への寄与に努める。

市内に立地する企業は、企業の社会的責任の重要性を踏まえ、市及び防災関係機関が実施する防災活動に参加し、防災に寄与するよう努める。

市内の地区住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。市は、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

7 各機関の連携

災害対策の実施に当たっては、市、国、県、指定公共機関及び指定地方公共機関はそれぞれの機能を果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。

併せて市、国、県を中心に、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力の向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することにより、市、国、県、事業者、住民等が一体となって防災対策を推進するものとする。

第2節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

市、県、防災関係機関は、防災に関し概ね次の事務又は業務を処理するものとする。

1 市

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) あわら市	1 あわら市防災会議に関する事務 2 防災に関する施設、組織の整備 3 防災上必要な教育及び訓練 4 要配慮者支援体制の整備 5 防災思想の普及 6 災害に関する被害の調査報告と情報の収集及び広報 7 災害の予防と拡大防止 8 救難、救助、防疫等被災者の救護 9 災害応急対策及び災害復旧資材の確保と物価の安定 10 災害対策要員の動員、借上げ及び協力の要請 11 災害時における交通・輸送の確保 12 災害時における文教対策 13 被災施設の復旧 14 被災市営施設の応急対策 15 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整 16 義援金及び義援物資の受け入れ及び配分
(2) 嶺北消防組合	1 火災時における住民の生命、身体及び財産の保護 2 水害、火災、地震等の災害防除と災害による被害の軽減
(3) 福井坂井地区広域市町村圏事務組合	1 所管資料の提供 2 一般廃棄物の処理

2 県

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 福井県	1 福井県防災会議に関する事務 2 防災に関する施設、組織の整備 3 防災上必要な教育及び訓練 4 防災思想の普及 5 災害に関する被害の調査報告と情報の収集 6 災害の予防と拡大防止 7 救難、救助、防疫等被災者の救護 8 災害応急対策及び災害復旧資材の確保と物価の安定 9 災害時における交通、輸送の確保 10 災害時における文教対策 11 災害時における公安警備 12 被災産業に対する融資等の対策 13 被災施設の復旧 14 被災市営施設の応急対策 15 災害に関する行政機関、公共機関及び市町相互間の連絡調整 16 市町が処理する事務、業務の指導、指示、あっせん 17 義援金、義援物資の受け入れ及び配分

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
(2) 県警察 (あわら警察署)	1 災害情報の収集 2 周辺住民及び一時滞在者への情報伝達 3 避難誘導 4 避難路、緊急交通路の確保等交通規制 5 救出救助 6 緊急輸送の支援 7 行方不明者の捜索 8 檢視及び身元確認 9 犯罪の予防及び社会秩序の維持 10 広報活動
(3) 三国土木事務所	1 道路、橋梁及び河川の維持・管理並びに被害施設の復旧
(4) 坂井健康福祉センター(保健所)	1 災害時における防疫、救護等の実施 2 災害時における公衆衛生の向上及び管理 3 医薬品、防疫用薬剤等の調達
(5) 坂井県税相談室	1 災害時における県税の特別処置
(6) 坂井農林総合事務所	1 農地及び農業用施設の防災指導 2 農地及び農業用施設の災害応急対策等の指導 3 林地及び林業施設の災害応急対策等の指導

3 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 中部管区警察局 (福井県情報通信部)	1 管区内各県警察の指導・調整に関すること 2 他管区警察局との連携に関すること 3 関係機関との協力に関すること 4 情報の収集及び連絡に関すること 5 警察通信の運用に関すること
(2) 北陸総合通信局	1 電波の監理及び有線電気通信の確保 2 災害時における非常通信の確保
(3) 北陸財務局 (福井財務事務所)	1 公共土木施設等の災害復旧事業費査定の立会 2 地方公共団体に対する災害復旧事業債及び地方短期資金(災害つなぎ資金)の貸付 3 災害時における金融機関の緊急措置の指示 4 災害応急措置の用に供する国有地の無償貸付 5 避難場所等として利用可能な国有財産(未利用地、庁舎、宿舎)の情報収集及び情報提供
(4) 近畿厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供
(5) 福井労働局	1 事業場における災害防止の監督指導 2 事業場における発生災害の原因調査と事故対策の指導
(6) 北陸農政局 (福井県拠点)	1 国営農業用施設等の整備と防災管理 2 国営農業用施設の災害復旧 3 農地及び施設の災害対策に関する県及び本省との連絡調整 4 農地及び農業施設の緊急査定 5 災害時における米穀及び応急用食料等に関する県並びに本省との連絡調整
(7) 近畿中国森林管理局 (福井森林管理署)	1 国有保安林、治山施設の整備 2 国有林における予防治山施設による災害予防 3 国有林における荒廃地の復旧

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
	4 災害対策用復旧用材の供給 5 林野火災の予防
(8) 中部経済産業局	1 電気の供給の確保に係る指導・要請
(9) 近畿経済産業局	1 災害対策用物資の調達に関する情報の収集及び伝達 2 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 3 被災中小企業の事業再開に関する相談、支援 4 電力・ガスの供給の確保及び復旧支援 5 工業用水道の供給の確保に係る指導及び要請
(10) 中部近畿産業保安監督部	1 電気の保安の確保
(11) 中部近畿産業保安監督部近畿支部	1 電気、火薬類、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安の確保 2 鉱山における災害の防止、施設の保全、鉱害の防災についての保安の確保
(12) 近畿地方整備局 (福井河川国道事務所、足羽川ダム工事事務所、九頭竜川ダム統合管理事務所)	1 直轄公共土木施設の整備の防災管理 2 直轄公共土木施設の災害の発生防御と拡大防止 3 国管理河川の洪水予報、水防警戒等の発表、伝達と水害応急対策 4 直轄公共土木施設の災害復旧 5 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)などによる緊急を要すると認められる場合の災害緊急対応の実施
(13) 中部運輸局 (福井運輸支局)	1 災害時における自動車運送業者に対する運送協力の要請 2 災害時における自動車の調達及び被災者、災害必需物資等の運送調整 3 災害による不通区間におけるう回輸送、代替輸送等の指導 4 所轄する交通施設及び設備の整備についての指導 5 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 6 災害時における貨物輸送確保に係る内航海運事業者に対する協力要請 7 特に必要があると認める場合の輸送命令 8 情報連絡員(リエゾン)等の派遣による県等の行う情報収集、応急対策等の支援
(14) 大阪航空局 (小松空港事務所)	1 福井県下の大規模航空災害の処理 2 航空機運行の調整
(15) 東京管区気象台 (福井地方気象台)	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表 2 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言の実施 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発の実施
(16) 第八管区海上保安本部 (敦賀海上保安部福井海上保安署)	1 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに災害における避難対策、救援物資輸送等の援助、排出油の防除等に関する指導 2 船舶交通の障害の除去及び規制 3 海上衝突予防法及び港則法の励行指導 4 沿岸水域における巡視警戒
(17) 中部地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
(18) 国土地理院 (北陸地方測量部)	1 災害情報の収集及び伝達における地理空間情報の提供 2 地理情報システムの活用に関すること 3 公共測量の技術的助言

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 電気通信関係機関 NTT西日本(株)福井支 店 (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)	1 電気通信施設の整備及び防災管理 2 被災時における優先通信の確保 3 被災通信施設の復旧
(2) 日本郵便(株)北陸支社 (市内郵便局)	1 災害時における郵便業務の確保 2 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援 護対策 3 災害時における郵便局の窓口業務の維持
(3) 日本赤十字社 (福井県支部)	1 災害時における被災者の医療保護及びこころのケア 2 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 3 義援金の受付 4 支部備蓄の救援物資の配分 5 血液製剤の供給
(4) 独立行政法人国立病院 機構あわら病院	1 災害時における医療、救護活動の実施
(5) 電力関係機関 北陸電力(株) (福井支 店) 北陸電力送配電(株) 関西電力(株) (原子力事業本部) 関西電力送配電(株) 電源開発(株) (九頭竜電 力所) 日本原子力発電(株) (敦賀発電所) 国立研究開発法人日本 原子力研究開発機構 (敦賀事業本部)	1 施設の整備と防災管理 2 災害時における電力供給の確保 3 災害対策の実施と被災施設の復旧
(6) ガス関係機関 (一社)福井県LPガス協会	1 施設の整備と防災管理 2 災害時におけるガス供給の確保 3 災害対策の実施と被災施設の復旧

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
(7) 鉄道軌道機関 西日本旅客鉄道(株)(金沢支社) えちぜん鉄道(株) (株)ハピラインふくい	1 施設等の整備と安全輸送の確保 2 災害時における輸送の確保 3 災害対策用物資、被災者等の緊急輸送 4 被災施設の復旧
(8) 自動車輸送機関 日本通運(株) (福井支店) 福山通運(株) (福井支店) 佐川急便(株) (本社(中日本)) ヤマト運輸(株) (福井主管支店) 濃飛西濃運輸(株) (福井支店)	1 安全輸送の確保 2 災害対策用物資等の輸送 3 転落車両の救出等 1 安全輸送の確保 2 災害対策用物資等の輸送
(9) 中日本高速道路(株) (福井保全・サービスセンター) (敦賀保全・サービスセンター) 西日本高速道路(株) (福知山高速道路事務所)	1 道路及び防災施設の維持管理 2 被災施設の復旧 3 交通安全の確保
(10) 日本銀行 (福井事務所)(金沢支店)	1 災害時における現地金融機関の指導 2 災害時における金融機関による金融上の措置の実施 3 災害時における損傷通貨の引換え
(11) 土地改良区	1 土地改良事業によって造成された施設の維持管理 2 災害復旧事業、湛水防除事業及び各種防災事業の調査並びに測量設計業務
(12) 報道機関 日本放送協会(福井放送局) 福井放送(株) 福井テレビジョン放送(株) 福井エフエム放送(株) 福井新聞社 (株)日刊県民福井	1 住民に対する防災知識の普及及び予警報等の迅速な周知 2 住民に対する災害応急等の周知 3 社会事業団等による義援金品の募集、配分等の協力
(13) 福井県医師会	1 災害時における医療救護活動の実施

5 公共団体その他防災上重要な施設の管理者

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 坂井地区医師会あわら市支部	1 災害時における医療救護活動の実施

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
(2) 福井県農業協同組合(JA福井県)	1 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力 2 農作物の災害応急対策の指導 3 被災農業に対する融資、あっせん 4 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせん 5 農作物の需給調整
(3) 坂井森林組合	1 市が行う被害状況調査その他応急対策の協力 2 被災組合員に対する融資またはそのあっせん
(4) 北潟漁業協同組合	1 組合員の被災状況調査及びその応急対策 2 漁船、共同利用施設の災害応急対策及びその復旧 3 被災組合員に対する融資またはそのあっせん 4 防災に関する情報の提供 5 市が行う被害状況調査その他応急対策の協力
(5) あわら市商工会	1 商工業者への融資、あっせん実施 2 災害時における中央資金源の導入 3 物価安定についての協力 4 救助用物資、復旧資材の確保、協力、あっせん
(6) 病院等医療施設管理者	1 避難施設の整備と避難訓練の実施 2 災害時における病人等の収容、保護 3 災害時における負傷者等の医療、助産救助
(7) 社会福祉施設管理者	1 避難施設の整備と避難訓練の実施 2 災害時における利用者の保護
(8) あわら市社会福祉協議会	1 低所得世帯等に対する生活福祉資金（災害援護資金等）の融資 2 被災者の救済、保護等に協力 3 要配慮者支援体制の整備 4 ボランティアセンターの運営及びボランティアに関する事項
(9) 学校法人	1 避難施設の整備と避難訓練の実施 2 災害時における応急教育対策計画の確立と実施 3 被災施設の災害復旧
(10) 危険物関係施設の管理者	1 危険物施設の防護施設の設置 2 安全管理の徹底
(11) 市内自治会等自主防災組織	1 自主防災組織等の確立と訓練の実施 2 災害時における避難誘導 3 市の応急対策等に協力 4 要配慮者の把握、支援
(12) 福井ケーブルテレビ(株) さかいケーブルテレビ(株)	1 住民に対する防災知識の普及と予警報等の迅速な周知 2 住民に対する災害応急等の周知 3 社会事業団等による義援金品の募集、配分等の協力

6 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
自衛隊	1 災害時における人命、財産の保護のための部隊の派遣 2 災害時における救援活動及び応急復旧活動

第4章 災害の想定と防災対策の柱

第1節 本市における災害

1 本市の災害の歴史

(1) 水害

昭和33年7月、昭和46年6月及び昭和56年7月に嶺北地方を中心とする集中豪雨により、竹田川が警戒水位をはるかに超える4.80mとなり、金津地区において宮谷川が氾濫し、新富区、天王区等の市街地において水没家屋や床上浸水等、大きな被害が発生した。しかし、今日では河川改修、排水機場の設置、ダム建設等の防災対策が進み、大災害に発展する可能性は少なくなっている。

(2) 火災

昭和31年4月23日、芦原駅（現あわら湯のまち駅）前の住宅から出火、折からの南々東の強風にあおられ、わずか6時間あまりで温泉街のほとんどを焼失、死者を出す大災害となった。

また、昭和57年5月4日には、温泉街北部において出火、風速15mの南西の風により、懸命の消火も及ばず、家屋等13件を焼失する災害を被っている。

(3) 台風害

本県及び本市への台風の接近は8月から9月までの時期に集中しており、平均して年2～3回程度である。台風の被害は、その性質や前線の影響、地形等により差異があるが、昭和25年のジェーン台風による風害を除けば、昭和28年の台風第13号、34年の伊勢湾台風、36年の第2室戸台風の降雨による災害も多く、洪水等による被害が発生している。

平成16年10月に本市を襲った台風第23号の影響により竹田川の氾濫のおそれが生じ、地域住民へ避難勧告を発令した。

平成24年7月に発生した豪雨により記録的短時間大雨情報が発表され、床上浸水6棟 床下浸水60棟 その他農地等に被害が発生した。

平成30年7月には本州付近に停滞した梅雨前線によって暖かく湿った空気が供給され続けたため、西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨となり、本市においても災害対策本部を設置し、避難勧告等を発令した。

令和5年7月には豪雨等により土砂崩れにより住宅に土砂が流入し、(国)305号や(主)福井金津線(29)等で通行規制が実施され、畑地（大豆、野菜）では冠水による被害が発生した。

(4) 地 震

昭和 23 年 6 月 28 日夕方、突如として襲った福井大地震は、マグニチュード 7.1、震度 6 (当時) の激震で、本市においては死傷者 3,000 人を超し、家屋全半壊約 5,700 戸という嘗てない大きな災害であった。

令和 6 年 1 月 1 日 16 時 10 分に令和 6 年能登半島地震が発生し、本市では震度 5 強 (石川県震度 7) を観測し、同日 16 時 12 分津波注意報、16 時 22 分津波警報が発表された。本市においては、人的被害 (軽傷 3 件) が発生した他、家屋等に被害が発生し、罹災証明の申請件数は 707 件 (令和 7 年 2 月 1 日時点) となった。

(5) 雪 害

昭和 38 年 1 月中旬から降り始めた雪は、連日連夜降り続き、福井市の観測地点で最大積雪量は 213 cm (福井地方気象台) に達し、福井県では 100 年来の豪雪となり、交通の途絶、経済活動の停止など住民生活に大きな影響を与えた。また、昭和 55 年 12 月下旬から降り始めた雪や昭和 60 年 12 月中旬から降り始めた雪も「38 豪雪」に匹敵する豪雪となった。

平成 30 年 2 月初旬には日本付近に強い寒気が南下し、福井県嶺北地方では 6 日 16 時までの 24 時間降雪量が平地でも 60 cm を超える記録的な大雪となり、国道 8 号において立往生が発生し、集中除雪のため通行止めが実施され、本市においては、災害対策本部を設置し、自衛隊による救援活動が行われた。

(6) その他災害

平成 9 年 1 月、ロシアタンカー「ナホトカ」の船体破断 (沈没) による重油流出事故が発生し、本市の波松海岸一帯に油が漂着した。漂着油の回収は、当該市町村で対応することとされ、芦原町 (当時) では、1 月 9 日に「ロシアタンカー油流出事故災害対策本部」を設置し地元住民、漁協組合員及び多数のボランティアとともに回収作業に当たった。参加人数は延べ 5,772 人で、ドラム缶 2,145 本 (429,000 ℥) を回収した。

第2節 予想される災害と被害の想定

第1 予想される災害

災害の種類は、台風、大雨に起因する風水害のように、ある程度予知可能な災害と地震、大火災、爆発のように、ほとんど予知できない突発的な災害とに大別することができる。

災害による被害の想定については、本市の地理的条件や過去において発生した災害の特徴を勘案し、また、地震災害においては、県で想定している2つの地震（福井平野東縁断層帯地震、浦底－柳ヶ瀬山断層帯地震）を想定する。

1 風水害（頻度としては最も高い災害）

- (1) 台風や前線に伴う暴風による家屋の倒壊、破損等
- (2) 梅雨期、盛夏期、台風期における大雨、集中豪雨による河川の氾濫、浸水、土砂災害等

2 地震災害

本市は、沖積粘性土や沖積砂質土で形成されている地区があることから、地震による揺れや液状化により、建物の倒壊や火災が発生するおそれがある。

また、家屋の倒壊などによる死者、負傷者、そして、被災者、避難者など人的被害を想定した住民の日頃の防災意識の高揚を図る必要がある。

県では、平成7・8年度に福井地震及び敦賀市付近を震源とする地震を想定し、地震被害予測調査を実施した。

また、国の地震調査研究推進本部が平成21年7月に全国の主要活断層の評価を公表したことを受け、公表された活断層のうち、県内及び周辺地域の直下で発生し、嶺北地域と嶺南地域にそれぞれ最も大きな影響を及ぼすと考えられる地震の原因となる断層を想定し、平成22・23年度にあらためて地震被害予測調査を実施した。

平成22・23年度地震被害予測調査結果に基づく被害想定は以下のとおりである。

(1) 想定断層

- ア 福井平野東縁断層帯（想定M=7.6／断層長さ約45km）：嶺北地域に影響
- イ 浦底－柳ヶ瀬山断層帯（想定M=7.2／断層長さ約25km）：嶺南地域に影響

(2) 震度分布

- ア 福井平野東縁断層帯地震の最大震度は7で、福井市、坂井市、あわら市、永平寺町に分布
- イ 浦底－柳ヶ瀬山断層帯地震の最大震度は7で、敦賀市に集中

(3) 被害の概要（福井平野東縁断層帯地震の場合）

- ア 建物被害 摆れと液状化による全壊被害は本市を含め約30,000棟
 イ 人的被害 冬期(5時)で死者は本市を含め約2,000人

3 津波災害

本市は、日本海に面した海岸を有していることから、日本海の海底で地震が発生した場合、津波が襲来する危険がある。

県においては、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づき、福井県沿岸における最大クラスの津波を対象とした津波浸水想定を設定し、令和2年10月に津波浸水想定図等が公表された。

今回想定(R2.10)とH24独自想定では、設定条件や解析方法に違いがあるが、その結果を参考までに比較すると、今回想定(R2.10)の方が津波断層モデルの地震エネルギーが小さくなつたこと等により、全体として津波高は低く、浸水面積も縮小した。

本市に関する想定結果は、次のとおり。

(1) 本市の全海岸線の平均津波高

	今回想定(R2.10)	(参考) H24 独自想定
あわら市	2.8m	4.3m

※今回想定(R2.10)の平均津波高：海岸線から約30m沖合の地点の10m間隔での津波高を算出し、今回選定した5断層（19ケース）のうちの各地点で最大の値を各市町で平均したもの。

※H24独自想定の平均津波高：海岸線から約50～150m沖合の50m間隔での津波高を算出し、4断層のうちの各地点で最大の値を各市町で平均したもの。

(2) 本市の全海岸線での最大津波高

	今回想定(R2.10)		(参考) H24 独自想定	
	断層 (F4.9)	最大津波高 1.9～3.3m	断層 若狭海丘列付近 (F4.9)	最大津波高 1.26～5.46m
あわら市				

※今回想定(R2.10)の最大津波高：海岸線から約30m沖合地点での津波を東京湾平均海面（T.P.）から測った高さで最大のもの。

※H24独自想定の最大津波高：海岸線から約50～150m沖合地点での津波を東京湾平均海面（T.P.）から測った高さで最大のもの。

(3) 本市の浸水面積

	今回想定(R2.10)	(参考) H24 独自想定
あわら市	17ha	32ha

※浸水面積は、河川等を除いた陸域において、1cm以上 の浸水が発生する面積で、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水域の最大範囲を重ね合わせて表したもの。

(4) 本市の全海岸線での最短の影響開始時間

	今回想定(R2.10)		(参考) H24 独自想定	
あわら市	断層	影響開始時間	断層	影響開始時間
	F 5 2	1~8分	越前堆列付近 (F 5 1)	6~7分

※今回想定(R2.10)において陸域に近い断層モデル(F 5 2及びF 5 3)を選定したことにより、影響開始時間が県全域で早くなつた。

※今回想定(R2.10)の影響開始時間：海岸線から約30m沖合地点での地震発生後の海面に±20cmの海面(水位)変動が生じるまでの時間

※H24独自想定の影響開始時間：海岸線から約50~150m沖合での地震発生後の海面に+20cmの海面(水位)変動が生じるまでの時間

※今回想定(R2.10)とH24独自想定は評価条件が異なるため、便宜上比較した。

4 大規模火災による災害

近年、建物の中高層化や建材の多様化が進んでいることから、消防署と消防団の連携を強化し、予防啓発活動に力を入れ、より一層の住民の防火意識の高揚を図る必要がある。

5 危険物による災害

本市の隣市である坂井市には石油備蓄基地があるなど、周辺地域にも危険度が増しており、災害時の連絡体制や相互応援体制の確立など、日頃から連携を密にしておく必要がある。

6 その他の災害

本市においては、上記の災害以外に以下の災害が発生する場合を想定しておく必要がある。

- (1) 飛行機等の事故災害
- (2) 林野火災

- (3) 高波や波浪の災害
- (4) 原油流出事故災害
- (5) 毒物・劇物等輸送車両の交通事故による有害物質汚染災害

7 原子力災害

本市は、県内に立地している原子力発電所からおおむね50～60kmに位置している。県内の原子力発電所で福島第1原子力発電所事故に匹敵する事故が発生した場合、風向きによっては、放射性物質が飛来する危険があり、防護措置を含めた災害対策の実施を想定する必要がある。

(1) 事態の想定

この地域防災計画は、福島第一原子力発電所の事故に匹敵する事故が発生した場合を想定する。

(2) 原子力災害に関する本市の基本的考え方

本市は、原子力発電所から概ね50～60km程度離れているが、国の原子力災害対策指針を踏まえ、以下の考え方で防護措置等を実施する。市は、緊急防護措置を準備するUPZ区域外の区域として、原子力災害対策重点区域は特に設定せず、万一本市において放射性物質による汚染が発生した場合には、県と連携して防護措置導入の判断に用いられる運用上の介入レベルであるOILに基づく必要な防護措置を実施することとする。なお、国におけるPPA対策の検討を踏まえて、今後見直すことがある。また、市が原子力災害対策で対象とする施設は県に立地するすべての原子力発電所とする。

第3節 本市における防災対策の柱

災害から人命を守る防災対策を推進するため、以下の事項を防災対策の柱として設定する。

1 災害から人命を守る防災対策の推進

(1) 竹田川・観音川の氾濫に対する警戒避難対策の推進

本市には九頭竜川水系竹田川及び大聖寺川（北潟湖）水系観音川について洪水浸水想定区域が指定されており、特に竹田川が氾濫した場合、大災害の発生する危険がある。

市は、竹田川及び観音川に対する警戒に努め、住民に対する水位情報等の伝達、避難体制の整備等を推進するとともに、川の氾濫による水害が予想される場合には、明確な基準に基づいて住民を早期に安全な場所に避難させる。

(2) 要配慮者支援対策の推進

高齢化の進展等により、災害時に支援を必要とする要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者）が増加している。要配慮者は災害時において迅速な避難が困難であり、平時から関係機関や地域住民等の協力を得て要配慮者の支援体制の整備をすすめる必要がある。災害が予想される場合の早期避難、災害が発生した場合の安否確認等により要配慮者の安全確保を図る。

(3) 安全で快適な避難所の整備

災害による避難生活が長期化する中、避難所のトイレ不足やプライバシーの欠如などからストレスを生じ、健康を損ねるケースが非常に多く見られる。とりわけ要配慮者にとっては、避難生活が心身にもたらす影響が大きい。また、避難所については耐震性等の安全性に問題のある場合や、設備や環境面で問題点を抱えている場合もある。このため、避難所の安全性を確保するとともに、居住環境を整備し、避難住民の健康維持を図る。

ア 避難所として安全な建築物の整備

イ 要配慮者に対する福祉避難所（又は福祉避難室）の確保

ウ 避難所の設備等の改善

エ 男女双方の視点に立った避難所環境の整備

2 減災の考え方に基づく防災対策の推進

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方に基づき防災対策の推進を図る。

(1) 防災拠点、緊急輸送道路の計画的な整備

大規模災害が発生した場合に、迅速で円滑な応急対策活動の実施を確保するため、

防災拠点や緊急輸送道路の整備に努める。整備の必要な防災拠点例をあげれば以下の施設等である。

- ア 防災センター（市庁舎）
- イ 避難場所及び避難所
- ウ 物資集積拠点
- エ 備蓄倉庫
- オ ヘリポート
- カ 医療・救護拠点
- キ ボランティアセンター

(2) 防災階層を設定し、災害に強いまちづくりを推進

以下のように防災階層を設定し、防災拠点等の配置や防災組織等を階層別に整備することにより、災害に強いまちづくりを推進する。

- | | |
|-----------|--------------------|
| ア 市 | 市域全体 |
| イ 防災地区 | 公民館等を中心に複数の自治会区で構成 |
| ウ 防災の基本単位 | 自治会 |

(3) 住宅の耐震化を推進し、地震に強いまちづくりを推進

新耐震基準制定（昭和56年）以前に建築された木造住宅等について、耐震診断及び耐震改修を促進して地震時に家屋の倒壊による人命被害の軽減を図る。

3 自助、共助、公助の役割分担による防災対策の推進

防災は、住民・事業者自身による自助、住民間や事業者間の共同による共助及び行政による公助が、それぞれ役割を分担することにより有効な力を発揮する。そのような観点に立って、住民・事業者・行政の相互連携のもと、地域における防災力の整備、強化を図る。

- (1) 「自らの身の安全は、自らが守る」のが防災の基本。
- (2) お互い様の精神を基本とし、隣近所・自治会、事業者の相互の助け合い・団結を共助の柱に。
- (3) 力を集めればより大きな力、自らの力で不可能なことは共助、共助で不可能なことは公助を期待。

4 大規模広域災害を想定した防災対策の推進

南海トラフ地震等、今後発生が予想されている大規模かつ広域化した災害を前提とした体制を整備する。

- (1) 自立的な災害対応力を強化する。
- (2) 広域災害に対応した自治体支援や被災者支援体制を整備する。

(3) 広域災害に対応した広域応援活動などの受入れ体制、拠点、活動環境等を整備する。

5 男女共同参画及び要配慮者の視点に配慮した防災体制の確立

- (1) 男女双方や、要配慮者の視点に配慮した防災対策を進める。
- (2) 防災の現場における女性や要配慮者の参画を拡大する。

6 防災DX化への取組みの推進

災害への対応を「平時」、「切迫時」、「応急対応」、「復旧・復興」の4フェーズに分類し、各々のフェーズにおいて、より安全に、より迅速に、より効果的に、多様な災害対応業務を遂行できるよう、各種データ等のデジタル化や防災関連業務のシステム化などを図る。

- (1) 国が整備する総合防災情報システムや広域災害・救急医療情報システム及び県が整備する防災情報システムなどとのネットワーク化を推進する。
- (2) 国・県・企業等と連携により防災DXに関する技術情報などを収集し、市域に必要となるシステムや資機材等の導入を図る。
- (3) 各種システムや各種資機材の活用が図られるよう、操作等の研修・訓練の実施などにより人材を育成する。